

## 福岡市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市省エネ家電買い換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、福岡市地球温暖化対策市民協議会（以下「市民協議会」という。）が省エネ家電の購入について経費の一部を助成し、省エネ家電の購入を促進することにより、物価高騰の影響を受ける市民等の負担軽減を図るとともに、家庭部門における省エネルギー化及び温室効果ガス排出量の削減を推進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン 家庭用エアコンディショナーをいう。
- (2) 冷蔵庫 家庭用電気冷蔵庫(冷凍庫と一体のものを含む)をいう。ただし、冷凍庫のみの製品を除く。
- (3) 対象家電 次のいずれかに該当する新品かつ未使用品の家電製品をいう。
  - ア 冷蔵庫であって、経済産業省が定める省エネ基準達成率が100パーセント以上であるもの（適用する省エネ基準の目標は、2021年度とする）。
  - イ エアコンであって、経済産業省が定める省エネ基準達成率が100パーセント以上であるもの（適用する省エネ基準の目標は、家庭用の直吹き形で壁掛け形のものは2027年度、それ以外のものは2029年度とする）
- (4) 市内店舗等 福岡市内に実店舗または事業所を有し、当該実店舗または事業所において対象家電を直接販売する事業者をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第8条第1項に規定する申請時において、福岡市に居住する個人であること。
- (2) 同一世帯にこの要綱による補助金の交付の決定を受けたもの又は受ける見込みのあるものがいないこと。
- (3) 福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと。
- (4) 購入した対象家電を、自ら居住する福岡市内の住宅に設置された家電と取り換えて設置すること。
- (5) 補助対象家電の購入について、国、地方公共団体その他の団体から同一の経費を対象とする補助金その他これに類する交付を受けていないこと。
- (6) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30条）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと及び同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市民協議会が補助金の交付を不相当と認める者は、補助対象者としてしない。

### (補助対象製品)

第5条 補助の対象となる家電製品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象家電であること。
- (2) 市内店舗等において令和8年6月18日以降に購入したものであること。
- (3) 購入日以降に、自ら居住する福岡市内の住宅に設置された家電を家電リサイクル法に基づき処分し、それと取り換えて設置するものであること。

- (4) 製造事業者による保証が付されたものであること。
- (5) リース又はレンタルによるものでないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象家電の購入及び設置に要した費用とし、本体購入費、配送料、設置工事費、消費税及び地方消費税相当額その他市民協議会が必要と認める費用を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象経費に含まない。

- (1) 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号））に基づく再商品化等料金、収集運搬料金その他既存機器の処分に要する費用
- (2) 保証の延長、保守契約その他任意サービスに要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民協議会が補助対象経費として適当でないと認める費用

3 補助金の額は、補助対象経費に補助率3分の1を乗じて得た額とし、対象家電の区分ごとに3万円を上限とする。

4 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 補助金の交付申請は、同一世帯につき、対象家電の区分ごとに1回を限度とする。

6 第3項の上限額の適用に係る対象家電の区分及び第5項の交付申請に係る対象家電の区分は、エアコン及び冷蔵庫とする。

(申請受付期間等)

第7条 第8条第1項の規定による交付申請の受付期間（以下「申請受付期間」という。）は、令和8年8月3日から令和9年1月29日までとする。

2 申請の受付は先着順に行うものとし、予算の上限に達した場合は、受付を終了するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、前条に規定する申請受付期間に、不備及び不足がない状態で福岡市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市民協議会に提出しなければならない。

- (1) 市内店舗等が発行する対象家電を購入した際のレシート（領収書）等の写し
- (2) 製品の型番が記載された、製造事業者等が発行する保証書の写し
- (3) 申請者の振込指定口座の通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) 対象家電の買い替えに伴い家電リサイクル法第43条第1項の規定により交付された家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請の方法は、Web又は郵送による提出とする。

(交付決定等)

第9条 市民協議会は、前条に規定する交付申請があったときは、速やかに交付申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、交付の決定又は不交付の決定を行う。

2 市民協議会は、前項の交付の決定をしたときは、福岡市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市民協議会は、第1項の不交付を決定したときは、福岡市省エネ家電買い換え促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市民協議会は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 前項の請求は、第8条第1項の交付申請書兼請求書の提出をもって行われたものとみなす。

(交付決定の取消し)

第11条 市民協議会は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付を辞退したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) この要綱又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(4) 第4条に規定する補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。

(5) 補助金の交付を受けた対象家電を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市民協議会が補助金の交付を不適当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第12条 市民協議会は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告、調査等)

第13条 市民協議会は、この要綱の施行に必要な限度において、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 申請者又は補助金の交付を受けた者は、前項の規定による求めがあったときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行する。